

最近の電気通信主任技術者関連省令等の改正

● 電気通信主任技術者の配置要件の見直し

電気通信主任技術者の配置要件として、これまでは「事業用電気通信設備を直接管理する事業場」に選任することとしていたが、業務区域が複数の都道府県に及び電気通信事業者の場合には、これに加え、原則、都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することとする。

(ただし、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県において、複数の都府県(沖縄県を除く。)の電気通信主任技術者を兼任可能とするなどの措置を講ずることとしている。)

(電気通信主任技術者規則の一部改正 総務省令第11号及び告示第49号)

公布 平成22年2月26日 施行 平成23年2月26日

● アウトソーシングを考慮した管理体制の見直し

電気通信事業者が、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため総務大臣に届け出る管理規程において、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における所要の管理体制について、自社の管理体制に加え、アウトソーシング先の保守業者・製造業者等も含めた管理体制を記載することとする。(電気通信事業法施行規則の一部改正 告示第50号)

公布・施行 平成22年2月26日

● 資格者証のカード化

資格者証について、平成22年度からプラスチックカード製に改める。

(電気通信主任技術者規則の一部改正 総務省令第11号)

公布 平成22年2月26日 施行 平成22年4月1日

以下は平成21年6月30日改正・施行

● 線路主任技術者試験科目の追加・受験による科目合格の有効期限が3年に延長

「線路設備の概要及び設備管理」に新たに「セキュリティ管理」が追加されました。

平成21年6月30日以降に実施される試験から、科目合格者に対する試験の免除期間が、試験の行われた月の翌月の初めから起算して3年以内に延長になりました。

(電気通信主任技術者規則第9条及び10条の改正)

以下は平成19年11月21日改正・施行

● 重大な事故報告の際、電気通信主任技術者による確認の要件化

電気通信事業法(第28条)に基づき、電気通信事業者が総務大臣に重大な事故報告を行う際、事故報告書(詳細)に、事故対策を確認した「電気通信主任技術者」による署名・押印が新たに必要になりました。(電気通信事業法施行規則第57条に基づく様式第50の改正)

● 電気通信主任技術者による定期的な事故報告が制度化

電気通信事業法(第166条)に基づく報告に、電気通信事業者による定期的な事故発生状況報告が新たに追加され、報告書に「電気通信主任技術者」が署名して報告することになりました。(電気通信事業法報告規則第7条の2及び様式第26を新たに規定)